

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第30号

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市クリーンセンター条例（昭和35年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(最大処理量)</p> <p>第3条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等（以下「浄化槽汚泥等」という。）の最大量は、<u>1日につき125キロリットルとする。</u></p> <p>(技術管理者の資格)</p> <p>第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1</u></p>	<p>(最大処理量)</p> <p>第3条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等（以下「浄化槽汚泥等」という。）の最大量は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>し尿 1日につき55キロリットル</u></p> <p>(2) <u>浄化槽汚泥等 1日につき70キロリットル</u></p>

年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に  
従事した経験を有するもの

(3) 2年以上廃棄物の処理及び清掃に関する法  
律第20条に規定する環境衛生指導員の職に  
あった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に  
基づく大学（短期大学を除く。次号において  
同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第38  
号）に基づく大学の理学、薬学、工学若し  
くは農学の課程において衛生工学（旧大学令  
に基づく大学にあつては、土木工学。次号に  
おいて同じ。）若しくは化学工学に関する科  
目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処  
理に関する技術上の実務に従事した経験を有  
する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基  
づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくは  
これらに相当する課程において衛生工学若し  
くは化学工学に関する科目以外の科目を修め  
て卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関す  
る技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等  
専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令  
第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、  
工学、農学若しくはこれらに相当する課程に  
おいて衛生工学（旧専門学校令に基づく専門  
学校にあつては、土木工学。次号において同  
じ。）若しくは化学工学に関する科目を修め  
て卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関す  
る技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等  
専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の  
理学、薬学、工学、農学若しくはこれら  
に相当する課程において衛生工学若しくは  
化学工学に関する科目以外の科目を修めて

<p>卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(委任)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p>
---	-----------------------------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。